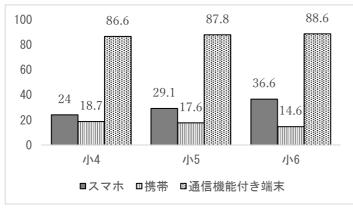
令和3年度 携帯電話等、インターネット利用実態調査より

男鹿市内小学校 保護者の皆様へ

携帯電話等、インターネットの利用について

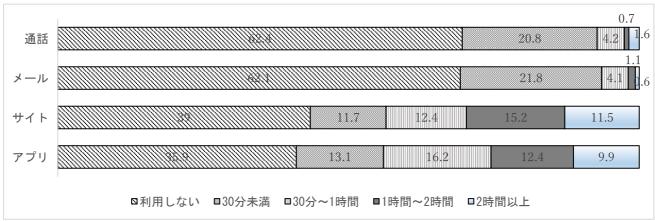
男鹿市教育委員会

スマホ、携帯、通信機能付き端末のどれを持っているか(%)



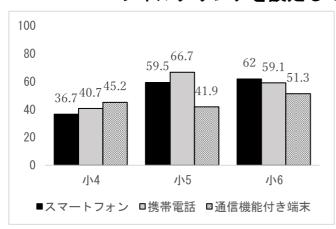
- ・男鹿市の子どもたちの通信機能付き端末(ゲームなど)の 所持率は、小学校4~6年生で約9割となっています。スマートフォンの所持率は、昨年度より増加しています。
- ○インターネットの利用に関する問題やトラブルとして、ネット依存やネット被害の他に、SNS等の使用における言葉の行き違いや冗談の書き込みから誤解が生じ、友人関係が悪化したり、いじめにつながったりすることがあります。
- ○学校では子どもたちの発達段階に応じた情報モラル教育を行っていますが、インターネットを利用する場面は家庭が最も多いと考えられます。よって保護者が子どもたちを適切に見守ることが大切です。

小学校4・5・6年生 平日の携帯電話等の利用時間(%)



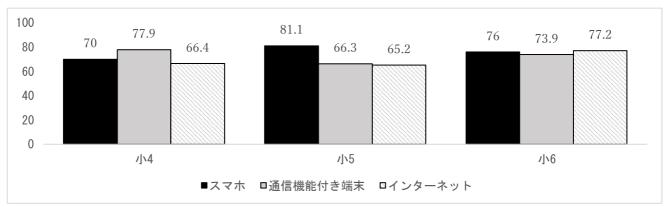
- ・小学生の利用状況を見ると、サイトやアプリの利用が多いことが分かります。平日でも | 時間以上利用する子どもが2割以上となり、休日では3割を超えています。サイトの閲覧に関しては、県平均を大幅に上回っています。
- ※通信機能付き端末を所持していない児童を含む回答者全体に対するデータとなるため、合計は100%になりません。
 - ○SNS(ライン、ツイッター、フェイスブック、インスタグラム等)での交流やゲーム・アプリでの課金など、お子さんが所持している機器で何ができるか、また、どのような使い方をしているか、しっかりと確認しましょう。
 - ○オンラインゲームには依存性があることが、近年の研究で分かっています。特に低年齢ほど依存症にかかりやすい傾向があると言われています。インターネット等の長時間利用は、学習や睡眠の妨げにもなります。正しい生活リズムをつくるために、利用時間を制限することは必須です。

フィルタリングを設定している子どもの割合(%)



- ・フィルタリングに関しては、設定している割合は 6 割に満たない状況と、低い値となっています。フィルタリングを行うことにより万全ではありませんが、ネットトラブルを防ぐことができます。販売店に伝えることで設定することができます。
 - ○「フィルタリング機能」は、『青少年 インターネット環境整備法』で | 8歳 未満の子どもがインターネットを使う 際には使用が義務づけられています。

使い方のルールを家の人と決めている児童の割合(%)



・『青少年インターネット環境整備法』では、保護者の責務として○子どものインターネット利用状況を適切に把握する○子どもがインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める○不適切な利用により、犯罪の被害、いじめ等さまざまな問題が生じることに留意する、などのことが規定されています。子どもを守るためには、**家庭でのルールづくり**が大切です。ネット利用について保護者がしっかり制限・管理しなければなりません。

○ルールづくりのポイント

- ・「ルールがトラブルから自分自身を守ってくれる」ことをしっかり伝える。
- ・利用時間を決める(1日〇時間以内、〇時以降は使用しない、等)
- ・他人への思いやりや配慮(悪口や人の嫌がること は書き込まない、大事なことは直接伝える、等)
- ・利用サイト・機能の制限(有料アイテムやアプリの 購入、オンラインでの買い物は親の許可を得て、等)
- ・利用場面の制限(やるべきことを優先する、学習中 は触らない、自分の部屋に持ち込まない、等)
- ・ルールを守れなかったときの対応(何が悪かったか を話し合う、守れなかった時は○日間利用禁止、等)
- ・成長や生活リズムの変化に合わせてルールを見直す。
- ・トラブルにあった時の対応(かくさずに親や先生に相談する、等)
- ☆大人が正しい使い方をしてよい見本を示すことも大切です。大人自身がネット 利用について見直すなど、意識を高めましょう。

参考資料:話し合っていますか?家庭のルール(文部科学省保護者啓発資料)

